

(別紙)

レディーミクストコンクリートの調達について

◇平成24年4月1日以降、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は下記によるものとする。

「記」

(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）（以下、「JIS表示認証工場」という。）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（以下、「コンクリート主任技士等」という。）が常駐しており、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「○適マーク承認工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。

(2) (1) により難しい場合は、JIS表示認証工場でかつ、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。

なお、この場合は、○適マーク承認工場からの調達ができない理由について、「レディーミクストコンクリートの調達調書」（以下、「調達調書」という。）により監督職員の確認を得なければならない。

(3) (2) により難しい場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。また、コンクリート主任技士等が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

なお、この場合は、JIS表示認証工場からの調達ができない理由について「調達調書」を提出し、監督職員の確認を得なければならない。

(4) JIS表示認証工場でない工場で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、又はJIS表示認証工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び『土木工事共通仕様書（案）平成19年11月奈良県土木部』の「配合」・「材料の計量及び練混ぜ」の規定によるものとし、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。